

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪電気通信大学大学院学則(以下「学則」という。)に基づき、修学に関して必要な事項を定める。
(研究科の人材の養成に関する目的)

第2条 学則第3条に定める各研究科の人材の養成に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 工学研究科は、産業基盤の根幹をなす工学及び科学技術の基礎及び応用を教授研究するとともに、高度な工学技術をもって産業社会に貢献しうる専門的な人材を育成することを目的とする。
- (2) 医療福祉工学研究科は、医療、福祉及びリハビリテーションの各分野に展開しうる工学技術の基礎及び応用を教授研究するとともに、社会生活の質向上に向けて、当該分野で活躍できる専門的な人材を育成することを目的とする。
- (3) 総合情報学研究科は、映像、メディア分野等多方面に総合的に展開しうる情報技術の基礎及び応用を教授研究するとともに、情報化技術及びコンテンツ制作力をもって、生活文化の向上に寄与できる専門的な人材を育成することを目的とする。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、配当する。

2 前項に規定する必修科目、選択必修科目及び選択科目の区分は次のとおりとする。

- (1) 必修科目とは、修了までに必ず単位を修得しなければならない授業科目をいう。
- (2) 選択必修科目とは、指定された授業科目の中から一定の単位を修得しなければならない授業科目をいう。
- (3) 選択科目とは、各研究科で規定する修了要件ごとに所定の単位数を修得しなければならない授業科目をいう。

(授業科目)

第4条 授業科目の名称、単位数、必修科目・選択必修科目・選択科目の別及び配当年次(以下「教育課程」という。)は別表第1のとおりとする。

2 入学時に適用された教育課程は、原則として修了時まで適用する。ただし、再入学にあたっては、再入学先の教育課程を適用する。

(授業科目の開講期間)

第5条 前条第1項に定める授業科目は、学則第6条に定める前期若しくは後期又はその双方の学期に亘って配置し開講する。

- 2 前項の授業科目の中には、特定期間に集中して授業を行うことがある。
- 3 一部の授業科目については、年度によってその開講する期間を変更することがある。
- 4 一部の授業科目については、年度によって開講しないことがある。

(授業時間)

第6条 授業時間は、次のとおりとする。

時限	寝屋川キャンパス	四條畷キャンパス
1時限	9:00～10:45	9:30～11:15
2時限	10:55～12:40	11:25～13:10
3時限	13:25～15:10	13:55～15:40
4時限	15:20～17:05	15:50～17:35
5時限	17:15～19:00	17:45～19:20

2 原則として、授業時間は、1時限から4時限までとする。

(クラス編成)

第7条 授業科目によっては、クラスに分けて授業を行うことがある。

第2章 授業科目の履修

(履修登録)

第8条 博士前期課程の学生は、指導教員の承認を受け、毎年指定する期間内にその学年で履修しようとする授業科目について履修登録を行わなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、指導教員の承認を受け、入学時の指定する期間内に履修しようとする授業科目について履修登録を行わなければならない。
- 3 学長は、当該学生の研究上、特に必要と認めた場合に限り、他研究科で履修した授業科目を本学大学院所定の単位に充当することができる。

(授業出席の義務)

第9条 学生は、授業に出席し、遅刻、欠席等のないように努めなければならない。

- 2 正当な理由がなく出席が常でない者は、科目担当者の判断によりその科目の成績評価を受けることが出来なくなることがある。
- 3 欠席証明書は、次の各号のいずれかに該当する事由で授業を欠席した場合に、その理由を証する書類を提出した者に対して学務課又は四條畷学務課で発行する。
 - (1) 病気又は負傷等、医師が就学に耐えられないと判断したもの(医師の診断書が必要)
 - (2) 3親等以内の親族の死亡又は葬儀による忌引(公的証明書の写し又は葬儀日程がわかるものが必要。原則3日間以内)
 - (3) 交通機関による1時間以上の遅延(交通機関の遅延証明書が必要)

- (4) 学会発表及び本学の教育目的と密接な関係があると認められる重要な資格試験のため(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
- (5) 就職試験(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
- (6) 裁判員制度等による裁判員又は裁判員候補者等に選任された場合(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
- (7) 大阪府以外の地域の特別警報又は警報等による登学不能
- (8) その他やむを得ないと認めた場合

第3章 進級・修了要件
(修了要件)

第10条 修了の要件は、別表第1のとおりとする。

第4章 成績評価の方法
(成績評価の方法)

第11条 成績評価の方法は、試験、小テスト、課題レポート、その他本学が定める適切な方法により行う。

(試験の区分)

第11条の2 試験は、定期試験及び追試験とする。

- 2 試験は、面接方式又はオンライン方式によって行う。
- 3 定期試験は、学修到達度を確認する試験であり、原則として学期末に行う。ただし、特別の事情により学期末以外に行うことがある。
- 4 追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

(試験の時間)

第12条 定期試験の時間は、第6条に定める時間を準用する。

- 2 試験は定刻までに入室すること。試験時間は60分とする。

(成績評価の制限)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、成績評価を受けることはできない。

- (1) 休学又は停学期間中の場合
- (2) 授業科目担当者より出席が常でない等の理由により、成績評価の対象としないとされた場合

(学生証等の提示)

第14条 試験の受験者は、定刻までに指定された試験室に入り、常に学生証を机上に置かなければならない。

- 2 追試験の受験者は、学生証及び受験票(以下「学生証等」という。)を机上に置かなければならない。
- 3 オンライン試験により実施する場合、第1項の試験室とは周囲に他者の存在が無くオンラインに接続できる環境を指す。
- 4 前項において、試験監督者の指示がある場合、受験者は学生証等を速やかにカメラで撮影できる状態にしておかなければならない。

(遅刻及び退室)

第15条 試験開始後30分以内の遅刻は、受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。

- 2 受験者の退室は、試験開始後40分を経過してから認める。

(参照・持込許可条件)

第16条 試験時における参照・持込許可物については、次のとおりとする。

記号	参照・持込許可物
A	一切不可
B	すべて可
C	教科書
D	自筆ノート(コピーは一切不可)
E	電卓(機性能上の限定はしない)
F	<C、D、E以外の指定物>

2 受験中、机上におくことのできる物品は、学生証等及び前項に規定する物品のほかは次のとおりとする。

- (1) 筆記用具(ボールペン、万年筆、鉛筆、消しゴム、小刀等)
- (2) 時計(ただし、電子計算機、辞書機能つきは除く。)
- (3) 定規、物差し、コンパス(ただし、科目担当者が使用を認めない場合がある。)

(不正行為)

第17条 試験中に不正行為をした者に対する取り扱いは、別に定める。

(追試験)

第18条 追試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する事由により定期試験を受験できなかった者とする。

- (1) 病気又は負傷等、医師が就学に耐えられないと判断したもの(医師の診断書が必要)
- (2) 3親等以内の親族の死亡又は葬儀による忌引(公的証明書の写し又は葬儀日程がわかるものが必要。原則3日間以内)
- (3) 交通機関による1時間以上の遅延(交通機関の遅延証明書が必要)
- (4) 学会発表及び本学の教育目的と密接な関係があると認められる重要な資格試験のため(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
- (5) 就職試験(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)
- (6) 裁判員制度等による裁判員又は裁判員候補者等に選任された場合(事前に証明できる書類を添付し、申し出が必要)

- (7) その他研究科長がやむを得ないと認めた場合(原則として学務課又は四條畷学務課が指定する証明書が必要)
- 2 追試験の受験を希望する場合は、当該科目の試験実施日から数えて3日以内(窓口休止日を除く)に、「追試験受験願」と受験できなかった理由を証する書類を添えて提出しなければならない。
 - 3 追試験を欠席した者については、再度の追試験を行わない。

第5章 成績及び単位

(成績の評価)

第19条 成績の評価は、次の基準のとおりとし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

- 2 成績は、最高を100点とし、60点以上を合格とする。

評語	点数
A	100点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
D	59点～0点

- 3 未受験等により評価不可能の場合は、Eの評語をもって表す。
- 4 休学又は懲戒による停学期間が含まれる場合は、登録した授業科目の成績を評価しないことがある。
- 5 学則第23条第3項に規定するG(合格)、D(不合格)の評語をもって表す授業科目は、次のとおりとする。
 - (1) ゼミナール1、ゼミナール2、ゼミナール3、ゼミナール4、特別研究1、特別研究2、特別研究3、特別研究4、特殊研究
 - (2) その他研究科で定める授業科目
- 6 学則第22条の3及び第22条の4の規定により単位を認定した授業科目については、Nの評語をもって表す。

(単位の授与)

第20条 前条の規定により、合格と判定した授業科目については、所定の単位を与える。

- 2 単位を授与する月は、9月又は3月とする。

第6章 その他

(編入学等の教育課程適用)

第21条 編入学、再入学の者の教育課程は、それぞれ在籍する年次の教育課程を適用する。

(交通機関の運行停止又は台風等による授業及び定期試験の取り扱い)

第22条 交通機関の運行停止又は台風等によって次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときの授業及び定期試験の取り扱いは、次項及び第3項の定めるところによる。

- (1) 特別警報又は暴風警報が大阪府下のいずれかの地域に発令されたとき
 - (2) 次のいずれかの交通機関が、自然災害又は計画運休等により運行を停止しているとき
 - ア 京阪電鉄本線の全面運行停止
 - イ 大阪メトロとJR大阪環状線の同時運行停止
 - ウ JR学研都市線の全面運行停止(四條畷キャンパスのみ)
 - エ 四條畷キャンパスに入構する路線バス(京阪バス及び近鉄バス)の同時運行停止(四條畷キャンパスのみ)
- 2 授業の取り扱いは、次の各号に定めるところとする。
 - (1) 午前7時以降で前項各号の事態となっている場合は、1時限及び2時限の授業を休講とする。
 - (2) 午前10時の時点で前項各号の事態が解消しているときは、3時限からの授業を行う。
 - (3) 午前10時以降で前項各号の事態となっている場合は、3時限から5時限までの授業を休講とする。
 - (4) 午後4時の時点で前項各号の事態が解消しているときは、6時限からの授業を行う。
 - (5) 午後4時以降で前項各号の事態となっている場合は、6時限の授業を休講とする。
 - (6) 学外での実習等の場合は、各実習先又は実習担当教員の指示に従うものとする。
 - 3 定期試験期間中の取り扱いは、次の各号に定めるところとする。ただし、第1項第2号ウ又はエに該当する場合、寝屋川キャンパスについても適用することがある。
 - (1) 午前7時以降で第1項各号の事態となっている場合は、1時限及び2時限の定期試験は行わない。
 - (2) 午前10時の時点で第1項各号の事態が解消しているときは、3時限からの定期試験を行う。
 - (3) 午前10時以降で第1項各号の事態となっている場合は、3時限から5時限までの定期試験を行わない。
 - 4 自然災害又は計画運休以外の事由に伴う運行の停止が発生したとき、授業又は定期試験時間中に、特別警報若しくは暴風警報が発令されたとき、又はその他自然災害等が発生したときの授業及び定期試験の取り扱いについては、前2項の規定にかかわらず、学長の指示による。

(改廃)

第23条 この規則の改廃は、運営会議での審議を経て学長が決定し、研究科委員会に報告するとともに理事長に報告する。

附 則

この規則は、2021年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

別表第1 修了要件一覧表

工学研究科 教育課程表

工学専攻 博士前期課程

科目区分			授業科目	単位数			修了要件単位数
				必修	選択必修	選択	
全コース共通科目			特別研究1	2			必修科目…12単位 選択したコースの選択必修科目…10単位以上 選択必修科目と選択科目を合わせて14単位以上 (他コースの科目8単位以内を選択科目に充当可) 履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする 合計…30単位以上
			特別研究2	2			
			特別研究3	2			
			特別研究4	2			
			ゼミナール1	1			
			ゼミナール2	1			
			ゼミナール3	1			
コース専門科目	先端理工学コース	総合電子工学分野	固体物理学特論1		1		
			固体物理学特論2		1		
			半導体工学特論1		1		
			半導体工学特論2		1		
			ナノ工学特論			2	
			先端計測特論			2	
		物質化学分野	有機化学特論		2		
			無機化学特論		2		
			バイオナノテクノロジー特論			2	
			ケミカルバイオロジー特論		2		
			分子分光学特論			2	
			資源工学特論			2	
			基礎科学分野	量子物理学特論			
		現代物理学特論			2		
		先端物理学特論				2	
		シミュレーション統計力学特論1				1	
		シミュレーション統計力学特論2				1	
	地球物理学特論				2		
	数理解析分野	複素解析特論			2		
		現代幾何学特論		2			
		確率モデル特論			2		
		現象数理学特論		2			
		組合せ数学特論			2		
		数論特論			2		
	コース共通分野	先端理工英語1			1		
		先端理工英語2			1		
	電子通信工学コース	光・電子デバイス工学分野	半導体デバイス工学		2		
			光デバイス工学		2		
			集積デバイス工学		2		
			光・電子デバイス工学特論		2		
		光・マイクロ波工学分野	アンテナ工学		2		
		電磁計測特論		2			

		電波応用工学特論	2	
		衛星通信工学特論	2	
	通信・ネットワーク工学分野	ネットワーク工学特論	2	
		情報セキュリティ	2	
		信号処理	2	
		暗号理論特論	2	
		情報システム工学特論	2	
		電力・エネルギー・システム工学分野	電力変換工学特論	2
		電力システム工学	2	
		信号システム理論特論	2	
制御機械工学コース	計測制御工学分野	現代制御特論	2	
		ロボティクス特論		2
		計測工学特論	2	
		バイオメカニズム論		2
		アクチュエータ工学特論		2
		情報システム特論		2
		組込みシステム特論		2
	機械・加工学分野	機械力学特論	2	
		材料力学特論	2	
		加工学特論		2
		CAD工学特論		2
		設計工学特論		2
	エネルギー・環境工学分野	熱工学特論	2	
		エネルギー変換工学特論		2
		流体工学特論	2	
	コース共通分野	テクニカルコミュニケーション1	2	
		テクニカルコミュニケーション2	2	
		国際工学技術特論1		2
		国際工学技術特論2		2
		産学連携機械工学特論		2
情報工学コース	情報基礎学分野	情報数理学特論	2	
		自然言語処理特論	2	
		システム情報科学特論	2	
	情報処理工学分野	パターン認識特論	2	
		知能情報処理特論	2	
		三次元計測特論	2	
		画像情報解析特論	2	
		コンピュータビジョン特論	2	
	生産管理工学分野	計算機統計学特論	2	
		人間工学特論	2	
	計算機基礎学分野	理論計算機科学特論	2	
		システムLSI設計特論	2	
		知能システム特論	2	
	視覚情報学分野	コンピュータグラフィックス特論	2	
		光情報センシング特論	2	
		光情報処理特論	2	
	建築学コース	計画設計・史論分野	都市建築計画特論	2
伝統建築特論			2	
都市建築設計マネジメント				2
建築・都市保存再生技術				2
構造力学分野		構造デザイン特論	2	
		ハイブリッド構造特論		2
		建築構造解析特論		2
情報生産環境分野		BIM情報特論	2	
	ICT建築設計生産論	2		

		建築施工計画特論	2		
		建築環境設備特論	2		
	インターン系分野	設計技術演習1			4
		設計技術演習2			4
		建築設計インターンシップ1	3		
		建築設計インターンシップ2	3		

工学専攻 博士後期課程

科目区分	授業科目	授業を行う年次	単位数		修了要件単位数
			必修	選択	
先端理工学コース	先端理工学特殊研究	1-3	12		選択したコースの1科目 (12単位)
電子通信工学コース	電子通信工学特殊研究	1-3	12		
制御機械工学コース	制御機械工学特殊研究	1-3	12		
情報工学コース	情報工学特殊研究	1-3	12		

医療福祉工学研究科 教育課程表

医療福祉工学専攻 博士前期課程

科目区分	授業科目	単位数			修了要件単位数
		必修	選択必修	選択	
生体医工学分野	ヒューマンインターフェース特論	2			必修科目…22単位 選択必修科目…4単位以上 (2以上の科目区分の中から修得すること)
	時系列信号処理特論	2			
	生体計測特論	2			
	医用物理学特論	2			
	医療情報分析学特論	2			
医療工学分野	臨床工学特論	2			選択必修科目と選択科目を合わせて8単位以上 (他研究科の科目4単位以内を選択科目に充当可)
	医療機器学特論	2			
	医用微小デバイス工学特論	2			
福祉工学分野	福祉情報工学特論	2			履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする 合計…30単位以上
	運動機構学特論	2			
健康運動科学分野	健康体力学特論	2			
	身体機能解析学特論	2			
	スポーツ情報学特論	2			
	補充代替医療特論	2			
リハビリテーション科学分野	スポーツ傷害理学療法特論	2			
	スポーツリハビリテーション科学特論	2			
	運動計測学特論	2			
	運動発達学特論	2			
共通分野	医療福祉工学総論	2			
	特別講義1			2	
	特別講義2			2	
	教育原理特論			2	
	教育心理学特論			2	
	ゼミナール1	1			
	ゼミナール2	1			
	ゼミナール3	1			
	ゼミナール4	1			
	特別演習1	2			
	特別演習2	2			
	特別演習3	2			
	特別演習4	2			
	特別研究1	2			
	特別研究2	2			
	特別研究3	2			
特別研究4	2				

医療福祉工学専攻 博士後期課程

授業科目	授業を行う年次	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
医療福祉工学特殊研究	1-3	12		1科目(12単位)

総合情報学研究科 教育課程表

総合情報学専攻 博士前期課程

科目区分			授業科目	単位数			修了要件単位数
				必修	選択必修	選択	
全コース共通科目			特殊研究1	2			<デジタルアート・アニメーション学コース> 必修科目…12単位 選択科目…18単位以上 <デジタルゲーム学コース> 必修科目…14単位 選択必修科目…2単位以上
			特殊研究2	2			
			特殊研究3	2			
			特殊研究4	2			
			ゼミナール1	1			
			ゼミナール2	1			
			ゼミナール3	1			
コース専門科目	デジタルアート・アニメーション学コース	芸術分野	比較映像特論			2	選択科目14単位以上 <コンピュータサイエンスコース> 必修科目…20単位 選択科目…10単位以上 <全コース共通> 合計…30単位以上 他コース及び他研究科の科目8単位以内を選択科目に充当可 履修については、研究指導を担当する教員の指示に従うものとする
			クリエイティブマネジメント特論			2	
			イメージビジュアルライゼーション特論			2	
			ミクストメディアアート特論			2	
			ハイブリッドアニメーション特論			2	
			映像文化特論			2	
			遊戯と文化特論			2	
		情報分野	エンターテインメント工学特論			2	
			アートマネジメント特論			2	
			マーケティング特論			2	
			サウンドデザイン特論			2	
			ビジュアルデザイン特論			2	
			キャラクターコミュニケーション特論			2	
			デジタルゲーム学コース	情報分野	情報アーキテクチャ特論		
	ソフトウェア構成学特論				2		
	教育ゲーム特論				2		
	プログラミング環境特論				2		
	問題解決特論				2		
	スクリプトプログラミング特論				2		
	デジタルメディアデザイン特論				2		
	芸術分野	デジタルゲーム特論				2	
		ゲーム・グラフィックス特論				2	
		情報デザイン特論				2	
		ゲームアート特論			2		
		プランニング・プロデュース特論			2		
	コース共通分野	デジタルゲーム学研究	2				
		プレゼンテーション実習1		1			
プレゼンテーション実習2			1				
プレゼンテーション実習3			1				
プレゼンテーション実習4			1				

コンピュータサイエンスコース	情報科学分野	情報理論特論			2
		アルゴリズム特論			2
	コンピュータシステム分野	オペレーティングシステム特論			2
		計算機援用工学特論			2
		情報ネットワーク特論			2
		コンピュータグラフィックス応用工学			2
	メディアシステム分野	バーチャルリアリティ特論			2
		ロボティクス特論			2
		コンピュータビジョン特論			2
		コンピュータサイエンス演習1	2		
	コース共通分野	コンピュータサイエンス演習2	2		
		コンピュータサイエンス演習3	2		
		コンピュータサイエンス演習4	2		

総合情報学専攻 博士後期課程

授業科目	授業を行う年次	単位数		修了要件単位数
		必修	選択	
総合情報学特殊研究	1-3	12		1科目(12単位)